

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令 新旧対照条文
目次

○	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）	1
○	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第四号）（抄）（第二条関係）	2
○	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第一号）（抄）（第二条関係）	3
○	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百九十七号）（抄）（第二条関係）	4
○	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百五十三号）（抄）（第二条関係）	5
○	労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）（抄）（第二条関係）	6
○	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第三条関係）	7

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 第十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第四十二条第一項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されることが明らかな場合を除く。）とする。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（定期に自主検査を行うべき機械等） 第十五条（略）</p> <p>2 法第四十五条第三項の政令で定める機械等は、第十三条第三項第八号、第九号、第三十三号及び第三十四号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。</p> <p>附則</p> <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置） 第五条 次に掲げる機械等については、法第四十二条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等） 第十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第四十二条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されることが明らかな場合を除く。）とする。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（定期に自主検査を行うべき機械等） 第十五条（略）</p> <p>2 法第四十五条第二項の政令で定める機械等は、第十三条第三項第八号、第九号、第三十三号及び第三十四号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。</p> <p>附則</p> <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置） 第五条 次に掲げる機械等については、法第四十二条の規定は、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p> <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（以下「法」という。）第四十二条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる機械等で、当該各号に定める日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（以下「法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第一号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械に関する経過措置）</p> <p>第三条 新令第十三条第四十一号に掲げる機械で、昭和五十二年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（以下「法」という。）第四十二条第一項の規定は、適用しない。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械に関する経過措置）</p> <p>第三条 新令第十三条第四十一号に掲げる機械で、昭和五十二年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（以下「法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。</p>

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百九十七号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>附 則</p> <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置）</p> <p>2 改正後の第十三条第二十二号から第二十二号の四までに掲げる機械等（型わく支保工用のパイプサポートを除く。）で、昭和五十七年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十二条第一項の規定は、適用しない。</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則</p> <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置）</p> <p>2 改正後の第十三条第二十二号から第二十二号の四までに掲げる機械等（型わく支保工用のパイプサポートを除く。）で、昭和五十七年一月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十二条の規定は、適用しない。</p>

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第二百五十三号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置）</p> <p>第二条 改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。） 第十三条第二十一号に掲げる機械等（改正前の労働安全衛生法施行令第十三条第二十一号に掲げる機械等に該当するものを除く。）並びに新令第十三条第四十五号及び第四十六号に掲げる機械等で、平成三年十月一日前に本邦において製造され、又は本邦に輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十二条第一項の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等に関する経過措置）</p> <p>第二条 改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。） 第十三条第二十一号に掲げる機械等（改正前の労働安全衛生法施行令第十三条第二十一号に掲げる機械等に該当するものを除く。）並びに新令第十三条第四十五号及び第四十六号に掲げる機械等で、平成三年十月一日前に本邦において製造され、又は本邦に輸入されたものについては、労働安全衛生法第四十二条の規定は、適用しない。</p>

○ 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和五年政令第六十九号）（抄）

（第二条関係）
（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>2 （譲渡等の制限等に関する経過措置） 第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第十三条第五項の表法別表第二十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（次項において「法」という。）第四十二条第一項の規定は、適用しない。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>2 （譲渡等の制限等に関する経過措置） 第一条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（次項において「新令」という。）第十三条第五項の表法別表第二十六号に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具の項の下欄に規定するハロゲンガス用又は有機ガス用の防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具その他厚生労働省令で定めるもので、令和六年十月一日前に製造され、又は輸入されたものについては、労働安全衛生法（次項において「法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。</p>

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）（第三条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（労働安全衛生法等を適用する場合の読替え等） 第六条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下この条において「派遣先の事業」という。） に関し労働安全衛生法の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による労働安全衛生法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		<p>（労働安全衛生法等を適用する場合の読替え等） 第六条 法第四十五条の規定により法第四十四条第一項に規定する派遣先の事業（以下この条において「派遣先の事業」という。） に関し労働安全衛生法の規定を適用する場合における法第四十五条第十七項の規定による労働安全衛生法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
<p>読替えに係る労働安全衛生法の規定 （略） 第三十二条第三項 第三十二条第四項</p>	<p>読み替えられる字句 （略） 第三十条の四第一項</p>	<p>読み替える字句 （略） 第三十条の四第一項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ）。</p>	<p>読み替える字句 （略） 第三十条の四第一項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ）。</p>
<p>第三十二条第七項及び第八項</p>	<p>同項 若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十条の四</p>	<p>第三十条の四第一項 若しくは第四項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ）。</p>	<p>第三十条の四第一項 若しくは第四項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ）。</p>
<p>第三十二条第六項及び第七項</p>	<p>（新設） 若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項</p>	<p>（新設） 若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ）。</p>	<p>（新設） 若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項（労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。以下この項において同じ）。</p>

		2			
<p>第三十六条 (略)</p> <p>読替えに係る労働安全衛生法の規定</p>	<p>第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第六項まで、第三十</p>	<p>第三十一条第一項(労働者派遣法第四十五条第十五項の規定を含む。)、第三十一条の二(労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四十五條第一項若しくは第二項、同條第三項(労働者派遣法第四十五條第四項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四十五條第一項、同條第二項、同條第三項(労働者派遣法第四十五條第四項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)、第三十条の四第一項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生法の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
<p>第三十六条 (略)</p> <p>読替えに係る労働安全衛生法の規定</p>	<p>第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第六項まで、第三十</p>	<p>第三十一条第一項(労働者派遣法第四十五条第十五項の規定を含む。)、第三十一条の二(労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四十五條第一項若しくは第二項、同條第三項(労働者派遣法第四十五條第四項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四十五條第一項、同條第二項、同條第三項(労働者派遣法第四十五條第四項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)、第三十条の四第一項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)</p>

		2			
<p>第三十六条 (略)</p> <p>読替えに係る労働安全衛生法の規定</p>	<p>第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十</p>	<p>第三十一条第一項(労働者派遣法第四十五条第十五項の規定を含む。)、第三十一条の二(労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四十五條第一項、同條第二項、同條第三項(労働者派遣法第四十五條第四項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四十五條第一項、同條第二項、同條第三項(労働者派遣法第四十五條第四項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、法第四十五条の規定により労働安全衛生法の規定を適用する場合における同条第十七項の規定による同法の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>					
<p>第三十六条 (略)</p> <p>読替えに係る労働安全衛生法の規定</p>	<p>第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十</p>	<p>第三十一条第一項(労働者派遣法第四十五条第十五項の規定を含む。)、第三十一条の二(労働者派遣法第四十五条第十五項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四十五條第一項、同條第二項、同條第三項(労働者派遣法第四十五條第四項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四十五條第一項、同條第二項、同條第三項(労働者派遣法第四十五條第四項の規定により適用される場合を含む。)</p>	<p>第四項(労働者派遣法第四十五条第三項の規定により適用される場合を含む。)</p>

3 5	(略)	
	(略)	<p>三條第一項若しくは第二項又は第三十四條</p> <p>合を含む。)、第三十二條第一項から第五項まで(労働者派遣法第四十五條第十五項の規定により適用される場合を含む。)、第三十二條第六項、第三十三條第一項(労働者派遣法第四十五條第十五項の規定により適用される場合を含む。)、第三十三條第二項又は第三十四條(労働者派遣法第四十五條第十五項の規定により適用される場合を含む。)</p>

3 5	(略)	
	(略)	<p>三條第一項若しくは第二項又は第三十四條</p> <p>合を含む。)、第三十二條第一項から第四項まで(労働者派遣法第四十五條第十五項の規定により適用される場合を含む。)、第三十二條第五項、第三十三條第一項(労働者派遣法第四十五條第十五項の規定により適用される場合を含む。)、第三十三條第二項又は第三十四條(労働者派遣法第四十五條第十五項の規定により適用される場合を含む。)</p>